

社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業 のご案内

若手職員の確保と定着促進のため、ぜひご活用ください。

若手職員に対する奨学金返済支援制度を設けている社会福祉法人等は、
その負担額の一部について補助を受けることができます。

補助対象法人	①兵庫県内に主たる事業所等がある社会福祉法人及び医療法人 ※正職員の採用、職員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署が兵庫県内にないものは除く。 ②以下の対象職員に対する奨学金返済支援制度を設けていること											
対象職員	補助対象法人に勤務し、以下の要件を全て満たす者 ①正職員である者（令和2年4月1日以降に採用された者） ②県内に所在する事業所等に勤務する者 ③日本学生支援機構の奨学金を貸与され、返済している者 ④採用されて5年以内の者 ⑤年度末において30歳未満の者 ⑥申請日と2月末において、同じ法人に在籍している者 ⑦法人代表者と同居している親族でない者（勤務実態、勤務条件が他の職員と同様の場合は除く） ⑧社会福祉事業に従事している者（間接処遇職員を含む）											
補助対象期間	対象職員1人につき、最長5年間（60か月）											
補助額	①対象職員1人あたりの年間返済額の3分の1以内 ②法人の当該年度（4～2月）の支給額の2分の1以内 ③補助上限は、対象職員1人につき年間6万円 <例：職員の年間返済額が18万円、法人の年間支給額が12万円の場合> <table border="1"><tr><td>職員の年間返済額</td><td rowspan="2">➡</td><td>法人負担分</td><td>職員負担分</td></tr><tr><td>18万円</td><td>12万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>6万円</td><td>6万円（補助）</td></tr></table>	職員の年間返済額	➡	法人負担分	職員負担分	18万円	12万円	6万円			6万円	6万円（補助）
職員の年間返済額	➡	法人負担分		職員負担分								
18万円		12万円	6万円									
		6万円	6万円（補助）									

詳しくは、下記までお気軽にお問い合わせください。

[お問い合わせ]

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部 兵庫県福祉人材センター

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 TEL:078-271-3881/FAX:078-271-3882

URL: <https://www.hyogo-wel.or.jp/work/index.php>